

第 26 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 3 年 1 月 14 日（木）9：30～9：45
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、稲垣副知事、廣田副知事、服部危機管理統括監、日沖防災対策部長、福永戦略企画部長、紀平総務部長、中尾医療保健部副部長長、大橋子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、大西地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、前田農林水産部長、島上雇用経済部長、河口観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備理事、森会計管理者兼出納局長、宮路副教育長、喜多企業庁長、加藤病院事業庁長、串警察本部警備第二課危機管理室長、高間四日市港管理組合経営企画部長、伊藤四日市市危機管理室長、事務局
- 4 議事内容：以下のとおり

（服部危機管理統括監）

- ・これより「第 26 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・事項 1「三重県新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について」説明をお願いします。

議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（中井医療保健部人権・危機管理監）資料 1 に沿って説明

- ・県内患者発生状況について、1 月 13 日時点で 1,644 人確認されており、1 月に入ってから新規感染者数が急増、過去最多をたびたび更新し、9 日には 49 人発生している。
- ・次のスライドは人口 10 万人当たり新規感染者数であるが、12 月下旬から、増加傾向となり、1 月 11 日には過去最多の 13.94 人となった。グラフ右側に政府指標のステージⅢの目安である 15 人、ステージⅣ目安の 25 人を赤の四角囲みでマークしてある。
- ・次のスライドは、県内患者の年齢別発生状況であるが、1 月に入り 30 代以下が半数以上と増加傾向となっている。
- ・次に感染経路に関する状況を説明させていただく。感染経路不明が全体としては 18%となっており、12 月 19 日以降の週当たりの数字は 20%程度で推移している。

- ・保健所別内訳では、やはり桑名、四日市、鈴鹿等北勢地域が多い傾向となっている。
- ・感染経路の詳細について、県内外別では12月時点で県外は15%、県内の方が85%であったが、1月に入り県外割合が28%と増加傾向にある。
- ・経路別において1月は、家族内感染が44%、飲食に由来するものが30%とこの2つで70%以上を占めているという状況にある。
- ・PCR等検査件数、陽性率について、1週間単位では直近で過去最多の3,032件の検査を実施しており、陽性率は7.9%であった。また、表右側のステージⅢの指標として10%にマークしてあるが、まだその段階には達していない状況である。
- ・次のページでクラスター発生状況について説明させていただく。今までクラスターが県内で27件発生しており、第3波の11月以降で19件が発生しているという状況である。件数としては、高齢者施設が8件、友人・家族・親族が6件、以下、医療機関、事業所、小学校等がそれぞれ4件という状況である。
- ・次に政府指標の状況について東海3県で比較をしている。緊急事態宣言の対象となった愛知県、岐阜県においては、5つの指標でステージⅢ以上、うち3つの指標でステージⅣ以上の値となっている。三重県においては、2つの指標でステージⅢ以上、うち1つがステージⅣ以上という状況である。
- ・最後のページで政府指標を踏まえた直近の感染状況等について説明させていただく。

新規感染者数が増加傾向で、1月9日には49名と過去最多を更新しており、週あたりの増減率が1.88倍で、ステージⅢ相当となっている。

人口10万人あたり新規感染者数については、ステージⅢの指標15人以下で推移しているものの、1月11日には13.94人と過去最多を更新している。

桑名保健所管内を初めとする北勢地域で新規感染者が多い傾向となっている。年齢階級別では30代以下の割合が増加傾向で、感染経路不明割合は20%程度で推移している。

12月下旬以降、県外由来感染の割合が増加しており、年末年始の帰省によると思われる感染事例も多く確認されている。

感染経路については、家庭内での感染が高い割合を示しており、飲食の場面で感染したと見込まれるケースは年末以降急増している状況にある。

新規感染者の増加によって、入院医療への負荷が増大しており、確保病床占有率はステージⅣ相当となっている。なお、重症者は特に増加していない。

PCR等検査件数については、1月に入って急増しており、陽性率はステージⅢの指標以下で推移しているものの、直近週では7.9%と上昇傾向となっている。

(服部危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。
(質疑なし)

議題2 「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』等について

(服部危機管理統括監)

- ・事項2「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』等について説明をお願いする。

(清水防災対策部副部長) 資料2に沿って説明

- ・資料2の三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」をご覧いただきたい。
- ・県では1月8日に県内の感染状況も踏まえて、三重県指針をver. 8に改定し、緊急事態宣言が発出されている都県への移動自粛などについて、特措法に基づいて協力要請を行ったところである。
- ・緊急警戒宣言の前文中ほどにあるように、昨日、大阪府や愛知県、岐阜県など7府県が緊急事態宣言の対象区域となったことを踏まえ、三重県指針 ver. 8を緊急的に強化し、県民の皆様や事業者の皆様に取り組んでいただきたい行動を緊急警戒宣言として発出する。警戒宣言の期間は2月7日までとする。
- ・「1. 県民の皆様」では(1)徹底した感染防止対策として、1つ目のマルにあるとおり、大人数や長時間の飲食といった場面は親族間であっても、また、懇親会のみならずランチなどの会食であっても参加を避けていただくよう特措法に基づき協力を要請する。
- ・2つ目のマルでは、通勤、通学などで県外を訪問される場合は、大人数や長時間の飲食の場への参加を避けてさせていただくようお願いしている。
- ・3つ目のマルについて、若い世代の方は本人が知らない間に、無症状のまま感染を広げてしまう可能性があることから、改めて最大限の感染防止対策をお願いしている。
- ・次に(2)移動の自粛をご覧いただきたい。緊急事態宣言が発出されている都府県および飲食店への時短が要請されているエリアのみならず、県境を越える移動は生活の維持に必要な場合を除き避けていただくよう、特措法に基づき協力を要請する。
- ・「2. 県外の皆様」においては、1つ目のマルで緊急事態宣言が発出されている都府県、飲食店への時短の要請がされているエリアにお住まいの方は、生活の維持に必要な場合を除き、本県への移動を避けていただくようお願いしている。
- ・それ以外の地域の方についても、今その必要があるか、延期ができないか立ち

止まって考え、感染拡大防止の観点から来県を控えていただくようお願いしている。

- ・「3. 事業者の皆様」について、1つ目のマルでは、飲酒を伴う飲食の場は長時間となりやすく、飲酒による注意力の低下などにより感染リスクが高まることから、酒類を提供する飲食店、接待を伴う飲食店には、特措法に基づき 21 時までの営業時間短縮の協力を要請する。対象エリアは桑名市、四日市市、鈴鹿市とし、要請期間は1月18日から2月7日までとする。
- ・2つ目のマルでは、県内でもクラスターが多数発生している医療機関、社会福祉施設、その他全国でクラスターが発生している施設に対してガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底や従業員等への注意喚起を、3つ目のマルでは外国人生徒のいる医療機関、外国人を雇用する事業者、外国人と関わりのある団体の皆様に対して、感染防止対策について外国人の方にも伝わるよう丁寧な周知をお願いしている。これら2点は特措法に基づき協力を要請している。
- ・4つ目のマルについて、ローテーション勤務や時差出勤に加え、在宅勤務の推進により可能な限り出勤者の5割削減に取り組んでいただくようお願いしている。
- ・5つ目のマルでは、高等教育機関や高校、中学校において、懇親会や部活動などでクラスターが発生していることから学外での行動も含めた感染防止対策について、学生・生徒への周知徹底をお願いしている。
- ・「4. 偏見や差別の根絶について」では、仕事などやむを得ない事情で県外から来られる方、医療従事者の皆さん、外国から帰国された方や外国人の方が、差別や偏見にさらされることのないよう、人権侵害や誹謗中傷は絶対に行わないことをお願いしている。
- ・続いて、資料3の三重県指針 ver. 8をご覧ください。4ページの下線部分で今般の緊急事態宣言対象区域の変更に伴い、対象区域の表記を都県から都府県に改め、7府県を注記に追加している。説明は以上である。

(服部危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。
(質疑なし)

議題3 「各部からの報告事項」について

(服部危機管理統括監)

- ・この際、報告事項がある部局は説明をお願いします。
(発言なし)

議題4 知事指示事項

(服部危機管理統括監)

- ・次に知事から「知事指示事項」をお願いする。

(鈴木知事)

- ・今回、愛知、岐阜、そして大阪でも緊急事態宣言が発出された。医療保健部から説明があった通り、三重県の指標はステージⅢ以下が大半であるものの、感染が増加傾向であることは間違いなく、また県民の皆さんの感染に対する不安が高まっていることから、県民の皆さんの不安に寄り添い、少しでも安心していただくため、また、感染急増に向けた瀬戸際であるという認識から、今回宣言を発出することとした。
- ・県民の皆さんに大変心苦しいお願いをたくさんすることになり、頑張っていた状況にあることから、我々も警戒感を最大限高め、改めて全力で感染拡大阻止に向けて取り組んでいくよう、よろしく願います。その上で、指示事項を7つ申し上げます。
- ・1つ目は、まさに今が爆発的感染拡大を阻止する瀬戸際である。県境を越える移動の自粛や酒類を提供する飲食店等の時間短縮要請など、今回発出の「緊急警戒宣言」の内容は、県の皆さんや事業者の皆さんの生活に大きく影響することから、「三重県指針」ver. 8と併せ、早急かつ確実に県民・事業者の皆様に対し周知すること。また、対策を講じる際には市町をはじめ関係機関と緊密に連携して取り組むこと。
- ・桑名市、四日市市、鈴鹿市の酒類を提供する飲食店等においては、営業時間短縮要請による影響が出ると予想される。先日開催された3県知事会議時において岐阜から多くの事業者に協力いただいたと発表があったが、その要因は市町としっかりと連携したことであると聞いている。このことから、十分に3市としっかりと協力して、今回の要請への積極的な協力を促すこと。また、協力いただく事業者の不利益を最小限に抑えるとともに、事業者の事業活動や経済面に関する不安に対しては、専用の相談窓口を設け、丁寧に対応すること。
- ・「三重県指針」ver. 8の際にも指示したが、生活文化圏を共有する愛知県、岐阜県や結びつきの強い大阪府、京都府、兵庫県が緊急事態宣言の対象区域となったことから、これまで以上にあらゆる業種の中小企業・小規模企業に影響が出ると予想される。本日の緊急経済会合での意見もふまえ、融資や販売促進などの事業者に寄り添った支援策を早急に実施すること。
- ・県内でも感染者が増加し、クラスターも多数発生している。飲食店に限らず、人が集まる施設はどこでも感染拡大の恐れがあることから、各部局においては改めて、所管する団体に対し、業種別ガイドライン等の遵守を依頼すると

- もに、感染防止対策の見える化に努めるよう促すこと。
- 外国人住民の方々に対しては、言語の問題や文化の違いなどから行政が発信した情報が届かないということのないように、多言語での注意喚起など、様々なツールを用いて周知を行うこと。また、感染者発生時には通訳派遣などの対応が即座に行えるよう体制強化に努めること。
 - 感染された方やその家族、医療従事者や外国人住民の方、県外から来県された方などが、不当な差別や偏見、いじめを受けることは決してあってはならない。各部局においては、引き続きあらゆる機会を活用し、人権侵害が絶対に行われないよう呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。
 - 緊急警戒宣言の要請内容について、県民の手本となるよう組織としてしっかりと取り組むとともに、職員一人一人が率先して実践すること。

(服部危機管理統括監)

- 各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いする。
- 以上で本部員会議を終了する。